

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 愛 幸 会

平成 29 年 6 月 23 日施行

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛幸会(以下「法人」という。)の役員、評議員及び評議員選任委員会の委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 法人の常勤の役員に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬は、職員の給与規程に準じて算定した額とし、毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選定委員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通実費額を支払う。

3 会議又は旅行の日当は、1日につき12,000円とする。

4 旅行したときは、職員の旅費規程に準じて、旅行諸費及び宿泊料を支払う。

付 則

この規程は、平成29年6月 23 日から施行する。

県職員 旅費規程

(旅行諸費)

第 18 条 旅行諸費の額は、次に掲げる額による。

- (1) 目的地のすべてが静岡県内にある旅行(在勤庁が静岡県内にある職員の旅行に限る。)又は人事委員会規則で定める旅行の場合には、1日につき200円
 - (2) 前号に規定する旅行以外の旅行の場合には、1日につき800円
- 2 前項第1号に規定する旅行であつて、在勤庁から4キロメートル以内の地域におけるものについては、同号の規定にかかわらず、旅行諸費は支給しない。

(宿泊料)

第 19 条 宿泊料の額は、1夜につき11,800円とする。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食事料)

第 20 条 食事料の額は、1夜につき2,600円とする。

- 2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

○特別職の職員等の給与等に関する条例

(費用弁償)

第 6 条 非常勤の特別職の職員が公務のため旅行した場合には、その者に対し、当該旅行に要した費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、議員にあつては別表第3に掲げるとおりとし、その他の非常勤の特別職の職員にあつては別表第4に掲げるとおりとする。
- 3 常勤の職員が非常勤の特別職の職員の職を兼ねる場合においては、その兼ねる非常勤の特別職の職員として受けるべき費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、その者が常勤の職員として当該旅行をしたとしたならば受けることとなる旅費額に相当する額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、費用弁償については、一般職の職員の旅費の例による。